

目次（3ページ目）の青い枠のある項目をクリックすると、その項目がご覧になれます。

練馬区アスベスト対策大綱（改定版）

20年6月

練馬区アスベスト等対策検討委員会

はじめに

自然界に存在する鉱物であるアスベスト(石綿)は、安価なうえ、断熱性、耐熱性、防音性等に優れた特性を有することから、建築資材や自動車のブレーキ等広範囲に使用されてきました。

しかしながら、平成 17 年 6 月に、アスベスト建材メーカーの従業員および工場の近隣住民や従業員家族の悪性中皮腫の報道が発端となって、アスベストによる健康被害が社会問題化しました。そして、平成 18 年 9 月、労働安全衛生法施行令が改正され、アスベストの輸入、製造、使用が原則禁止されました。

区では、これら国による取組みがなされる以前から、昭和 61 年、石綿じん肺訴訟に関する新聞報道等により吹付けアスベストが社会問題化して以来、「吹付けアスベスト」を除去するなどの対応を講じてきました。

しかし、平成 14 年 11 月に旧総合教育センターでアスベストの除去もれが判明したことを契機に、助役(現副区長)を委員長とする練馬区アスベスト等対策検討委員会を設置し、区が所有または管理する施設におけるアスベスト対策の検討を行いました。そして、平成 15 年 10 月には、「アスベスト含有材の除去方針」を策定し、平成 17 年度末までに区立施設全ての露出した吹付けアスベスト等の除去等を行ってきました。

また、本委員会は、区立施設の建設、改修時におけるアスベストの使用抑制や解体時の飛散防止への取り組み、区立施設でのアスベスト使用についての情報提供・情報の共有化、区民、事業者の皆様に対するアスベスト関係法令の周知、遵守の要請などを内容とする「アスベスト対策大綱」を平成 16 年 5 月に策定しました。

さらに、区は、平成 17 年 6 月、先に記述したいわゆる「クボタショック」が起きたことにより、民間建築物対策が必要であるとの観点から、平成 18 年 1 月、いち早く練馬区アスベスト飛散防止条例を施行して法令の不備をカバーするとともに、区民の負担を軽減するため調査費用や除去工事費用の助成制度を創設しました。その後、平成 18 年 9 月 1 日以降、一連のアスベスト関係法令が順次施行されました。

平成 20 年 1 月には、国内で使用されていないとされた新 3 種(トレモライト、アンソフイライト、アクチノライト)の内トレモライトが他自治体の施設で使用されていることが判明しました。区では、この新 3 種対策として、直ちに区立施設の露出した吹付け材の再調査を実施し、含有が認められた場合には、原則として 20 年度内に除去等の工事を行うこととしました。

このたび、これらの動向を踏まえつつ、「アスベスト対策大綱」を改定いたしました。今回の改定版では、新たに民間建築物対策を追加し、アスベスト除去工事等に係る法令手続の流れを分かり易く提示するとともに、アスベストが含有されていた場合のリスクマネジメントの手順の明確化など内容を充実させました。

今後も区は、この大綱に基づくアスベスト対策を適切に行い、区民の皆様のお安全・安心の確保に努めてまいります。

このページの青い枠のある項目をクリックすると、その項目がご覧になれます。

目次

アスベストと使用例	1
1 アスベストとは？	
2 アスベスト暴露による健康被害	
3 一般の生活に存在するアスベスト	
(1) 一般家屋の例	
(2) 事業所ビルの例	
4 建築物に使われているアスベストの管理方法（アスベストの飛散防止方法）	
(1) アスベスト含有成形板が使用されていた場合	
(2) 吹付けアスベストが使用されていた場合	
5 空気中のアスベスト	
練馬区のアスベストリスクの考え方	6
民間建築物対策	6
1 区内建築物のアスベスト対策	
(1) 使用抑制	
(2) 使用中の建築物への飛散防止規制	
(3) アスベスト（吹付けアスベスト、成形板）取り扱い工事への飛散防止規制	
2 アスベスト対策支援制度	
(1) アスベスト除去工事費の助成	
ア 助成の対象となる方	
イ 助成の対象となる工事	
ウ 助成の内容	
(2) アスベスト調査費用助成・除去工事費の融資	
公共建築物対策	13
1 区立施設、区立施設に準ずる施設のアスベスト対策	
(1) 露出した吹付けアスベスト対策	
(2) 施設改修時のアスベスト対策	
ア 使用抑制	
イ 囲い込み、封じ込め処理済の吹付けアスベストの除去	
ウ アスベスト含有成形板の除去	
(3) 施設管理者、施設利用者への的確な情報提供	
ア 学校	
(4) 私立幼稚園・保育園などのアスベスト対策の支援	

区民、事業者への的確な情報提供	16
1 相談・問い合わせ	
2 関連法規	
トピック 新3種(トレモライト等)アスベスト	18

アスベストと使用例

1. アスベストとは？

アスベストは鉱物の一種で、その構造が繊維のようになっているという特徴があります。そのため糸にして布を作ったり、綿のように加工することができます。「石綿」という別名は、ここから来ています。

アスベストを含む製品は、普通の繊維製品に近い性質を持っていると共に、もともと鉱物であるため、耐火性や耐磨耗性が大きいという性質も持っています。このような性質や安価であるということから、さまざまな分野で広く使用されてきました。

アスベストは、国際労働機関（ILO）および世界保健機関（WHO）等における定義では6種類に分類されていますが、社団法人日本石綿協会発行「石綿に係る法規等」（平成19年10月版）によれば、実用的に使用されたものは、クリソタイル（温石綿、白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）の3種とされています。しかし、平成20年1月の新聞報道をきっかけとして、国内で使用されていないとされたトレモライト、アンソフィライト、アクチノライト（これらを「新3種」といいます。）が使用されている可能性も否めなくなりました。（詳しくはトピック（P.18）に掲載しています。）

アモサイトおよびクロシドライトは平成7年4月から、また、クリソタイルについても10種類の石綿含有製品（石綿セメント円筒、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング、クラッチフェーシング、クラッチライニング、ブレーキパッド、ブレーキライニング、接着剤）について平成16年10月から製造、使用等が禁止されました。さらに、平成18年9月からは、代替が困難な一部の製品等を除き、アスベスト等の製造、使用等が全面禁止になるとともに、平成18年8月以前に製造されまたは輸入された在庫品についても使用等が禁止されました。しかし、現に使用されているものについては、継続使用が認められています。

2. アスベスト曝露による健康被害

現在、アスベスト曝露に関連あるとして確認されている疾病には、つぎのようなものがあります（「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」東京都環境局）

- 肺がん
- 中皮腫
- 石綿肺
- 良性石綿胸水
- びまん性胸膜肥厚

昔から、アスベストの加工従事者や採掘作業員には、肺がんやそれに近い疾病が起こりやすいことは知られていました。その原因は、アスベストが肺の細胞に侵入するためと言われています。

アスベストは繊維状なのが特徴ですが、その繊維は細いものだと1万分の1ミリ以下のものもあります。このような繊維が肺に入ると、肺の細胞に刺激を与えます。人間の身体には、侵入してきた異物を攻撃したり破壊したりするしくみがありますが、鉱物であるアスベスト

にはこういった防御機構が役にたちません。そのため、アスベストは、ほとんど分解されることがなく、半永久的に刺激を与えるため、がんなどになると考えられています。吸入した繊維が多いほど、がんになる可能性は高くなります。

3. 一般の生活に存在するアスベスト

アスベストは、耐火性や断熱性を有するため、建築物などに飛散性の高い吹付けアスベスト（飛散性アスベスト含有建材）や、飛散性の低いアスベスト含有成形板（非飛散性アスベスト含有建材）などの建材が一般住宅やビルにも使用されていることがあります。

(1) 一般家屋の例



(2) 事業所ビルの例



建築基準法上、3階建て以上の鉄骨造の建物には、耐火構造が要求されます。このため、鉄骨の表面に耐火目的にアスベストが吹付けられていることが多く見受けられます。

アスベスト含有材の種類

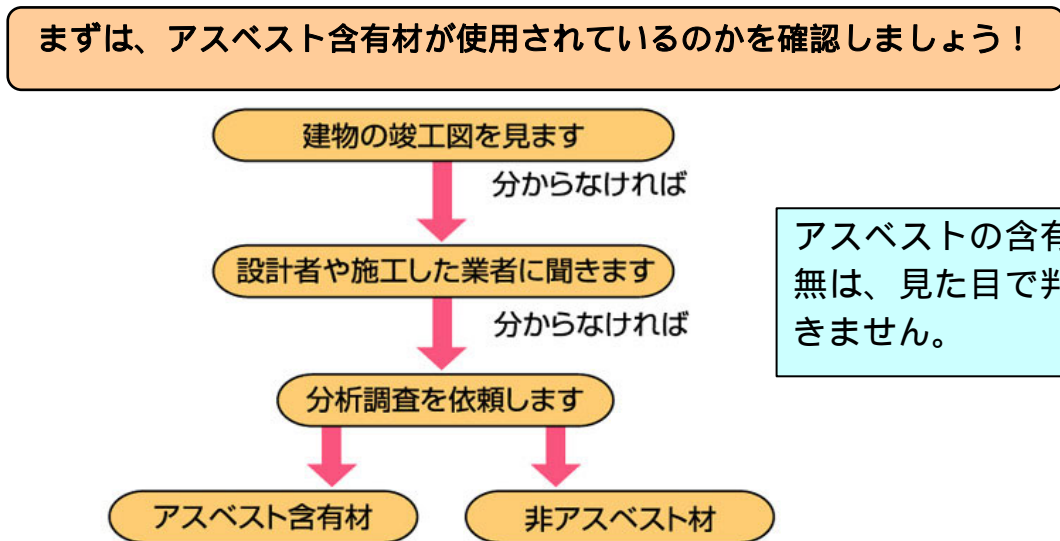
建材等のアスベスト含有材は、以下のように分類できます。

一般家屋からビルや工作物まで、耐火材や保温材として広く使用されています。

		一般名称	備考	
ア ス ベ ス ト 含 有 材	飛 散 性 ア ス ベ ス ト 含 有 建 材	吹付け アスベスト	アスベストの種類（6種） ・クリソタイル(白石綿) ・アモサイト（茶石綿） ・クロシドライト (青石綿) ・トレモライト ・アクチノライト ・アンソフィライト 0.1 重量%を超えてアスベ ストを含有しているもの	
		アスベストを 含有する吹付 け材		・吹付けロックウール ・ひる石吹付け ・パーライト吹付け
		アスベストを 含有する保温 材		・石綿保温材 ・けいそう土保温材 ・パーライト保温材 ・けい酸カルシウム保温材 ・ひる石保温材 ・水練り保温材 ・屋根用折版裏断熱材 ・煙突用断熱材 ・耐火被覆板 ・けい酸カルシウム板第2種 ・耐火被覆塗り材
	非 飛 散 性 ア ス ベ ス ト 含 有 建 材	アスベスト を含有する 成形板	・スレート波板 ・スレートボード ・けい酸カルシウム板第1種 ・押出成形セメント板 ・パルプセメント板 ・スラグ石膏板 ・窯業系サイディング ・住宅屋根用化粧スレート ・ロックウール吸音天井板 ・石膏ボード ・セメント円筒 ・フリーアクセスフロア ・ビニル床タイル	

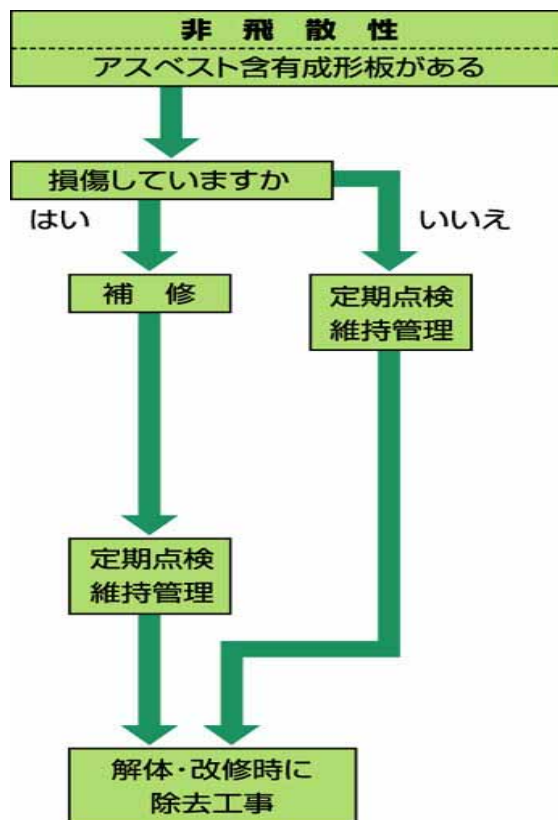
* ~ の一般名称は、練馬区アスベスト飛散防止条例施行規則（平成 17 年練馬区条例第 171 号）に基づ
く。

4. 建築物に使われているアスベストの管理方法（アスベストの飛散防止方法）



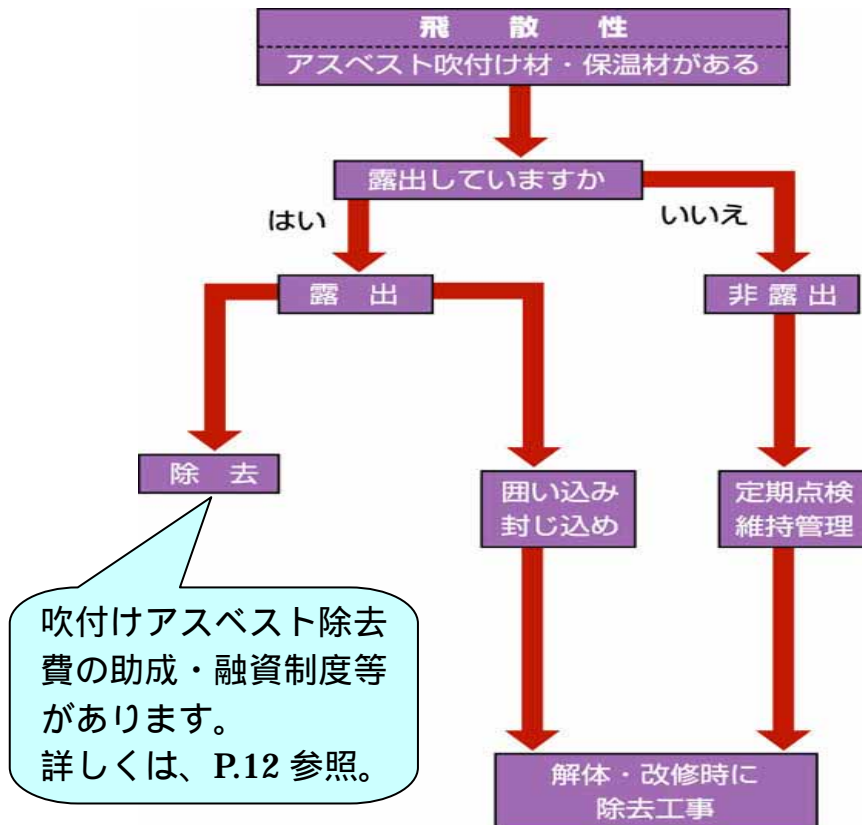
(1) アスベスト含有成形板が使用されていた場合

アスベスト含有成形板は、アスベストがセメントや樹脂などにより固形化されていて、切断などをしない限り、大気中に飛散する可能性が低いといえます。しかし、損傷していた場合は補修等が必要になります。



(2) 吹付けアスベストが使用されていた場合

鉄骨などに吹付けられたアスベストがあった場合でも、壁の内側にあることがほとんどなので、アスベストに接触する可能性は低いといえます。もちろん、年月が経って破損したりすれば、その部分からの飛散がありえます。しかし、適切に補修を行えば、飛散を防止できます。



5. 空気中のアスベスト

アスベストは、建築物などを中心に様々な部位に使用されてきました。アスベストは、天然の鉱物繊維であり、自然界では分解されません。そのため、建築物の解体などで一旦大気中に放出されると、長期間浮遊することになります。実際、アスベスト繊維は、一般大気中にも空気1リットルあたり0.2~0.6本程度存在するといわれていますが、この程度の濃度では健康影響を引き起こすことはないといわれています。(「アスベストQandA」東京都編より)

区は、平成18年度から大気中のアスベスト濃度を測定しています。平成18年5月、8月、11月、平成19年2月、5月、8月、11月、平成20年2月の測定結果は空気1リットル中にアスベスト繊維0.3本未満(0.3本/未満)となっています。

区では、アスベストの大気中への飛散を防止するために、練馬区アスベスト飛散防止条例を制定するなど、アスベスト建材取扱い工事に関する規制を強化しています。

また、大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)などでは、アスベスト製品製造工場などに対して、工場の敷地境界で10本/以下という規制基準を設けています。

練馬区のアスベストリスクの考え方

アスベストをはじめとする有害物質に関しては、行政のみの対応でリスクに対処することは困難であり、「リスクコミュニケーション」や「リスクマネジメント」が重要になります。

リスクコミュニケーションとは、住民、事業者、自治体といった全ての利害関係者がリスク等に関する情報を共有し、相互に意思疎通を図ることをいいます。

一方、リスクマネジメントとは、リスクを組織的に、リスクの発生源・発生原因、損失などを回避もしくは、それらの低減をはかるプロセスのことをいいます。

区では、昭和 62 年の学校パニックをきっかけに、この二つの観点からアスベスト対策を検討実施してまいりました。その際、区民の不安の声を受け、まずは、区立施設の吹付けアスベストの実態調査と除去を完了させました。除去を行う際には、工法・工程などについて、区民の方などに周知徹底を行い、理解を求めてきました。(この具体的な周知方法等については、P.15 に掲載しています。)

一方、民間施設については、平成 18 年に練馬区アスベスト飛散防止条例を制定し、アスベスト含有材の取扱い工事を実施する際には、工事のお知らせの標識の設置はもちろん、一定規模以上の吹付けアスベスト対策工事については、説明会の実施を義務付けました。

このように、区は、区民、事業者と一体となってアスベストのリスクを共有できるような環境整備に努めてきました。これからも、区民、事業者、区が双方向でコミュニケーションを持つことが、円滑な区政運営に大切なことであると考え、必要なアスベスト対策を講じていきます。

民間建築物対策

1. 区内建築物のアスベスト対策

使用中の建築物等にアスベスト含有建材が使われている場合、そこで生活や仕事をしていく中で、アスベストの飛散によりアスベストを吸い込むリスクが生じます。

また、それらの建築物等の修繕や建替えのために工事を行う際に、アスベストの飛散のリスクが生じます。

そこで、区では建築物等の使用ならびに解体等の工事にあたって、アスベストの飛散のリスクを最小限にするために、平成 18 年 1 月 1 日、区独自のアスベスト飛散防止条例を施行しました。

さらに、建材中のアスベストの含有率を分析するための調査費用や除去工事を行う場合の費用を助成する仕組みを支援制度として用意しています。

区では、これらの施策によって、特に飛散しやすい、露出した吹付けアスベストを区内の建築物等から一掃したいと考えています。

(1) 使用抑制

労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）により、平成 18 年 9 月から 0.1%を超えるアスベスト含有製品の製造、使用等が一部の例外（化学工業施設など特殊な用途に使用するパッキン等）を除き、禁止されました。

したがって、これから建築する建築物や工作物には、吹付け材を始め、成形板等にもアスベスト含有製品は在庫品も含め、使用されないこととなります。

しかし、より安全を図るため、建築物または工作物の増築、改築、改修工事等においては、工事発注者である建築物の所有者は、工事関係部分の各種建材について、アスベストが含有していないことを自ら確認してください。

(2) 使用中の建築物への飛散防止規制

現在の建築物等に露出した吹付けアスベストやアスベストを含有する吹付け材が存在している場合は、飛散しやすく、曝露の危険性が高いため、飛散防止の措置を積極的に行うことが求められます。

また、練馬区アスベスト飛散防止条例により、平成 18 年 1 月から、不特定多数の人が利用する特定建築物の所有者に、露出した吹付けアスベスト等の除去等が義務付けられました。

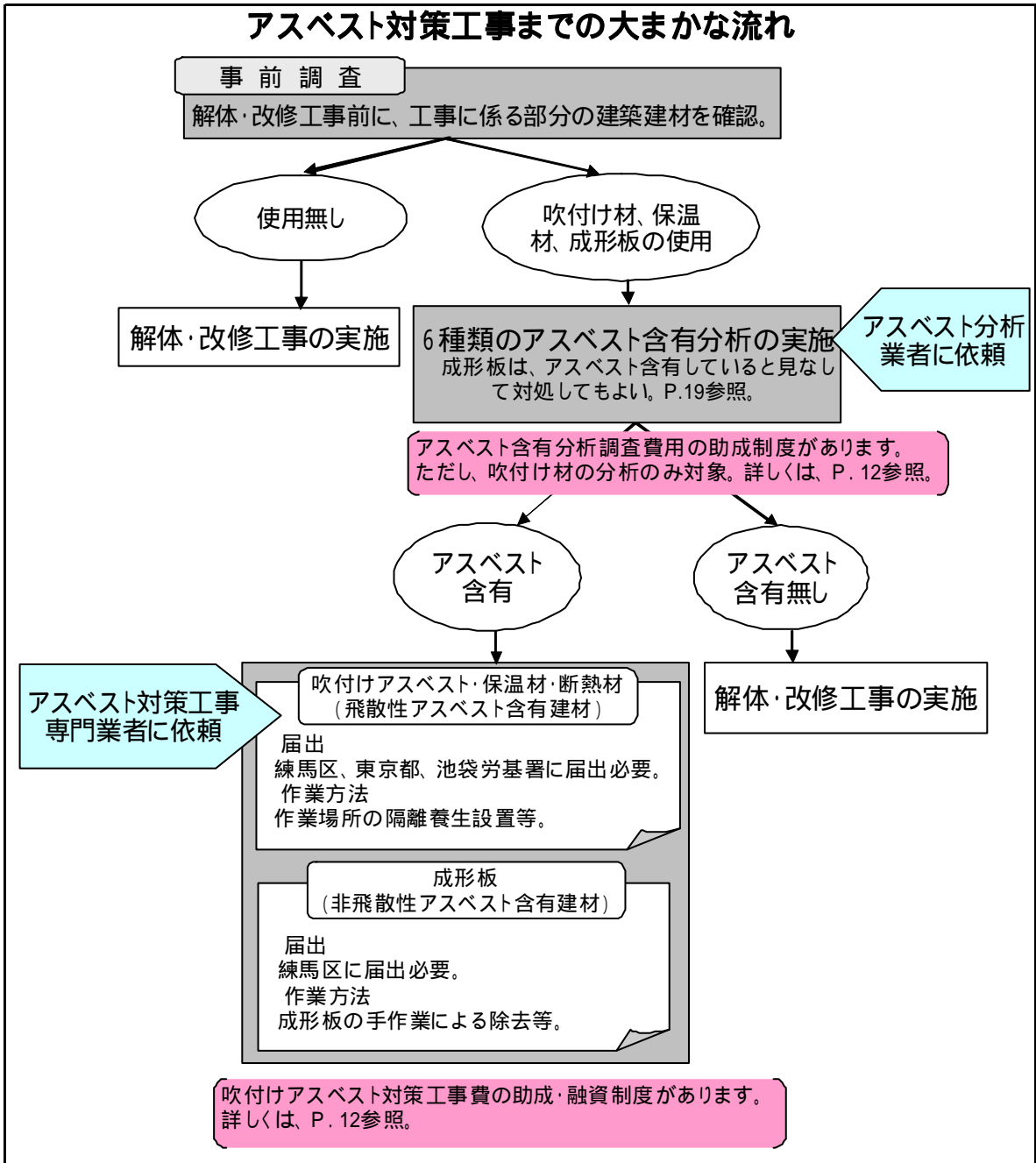
さらに、平成 18 年 10 月、建築基準法が改正され、建物の増改修時において、吹付けアスベストまたはアスベスト含有吹付けロックウールが建物に存在している場合は、原則として除去することが義務付けられました。区では、既存建築物の増築・改修の確認申請時におけるアスベスト使用の有無の確認と除去・代替品使用の要請を行っています。

室内等に露出した吹付けアスベストやアスベストを含有する吹付け材が使用されている場合には、助成制度の活用による除去を推奨し、区内からの吹付けアスベスト等の一掃を図ります。

(3) アスベスト（吹付けアスベスト、成形板）取り扱い工事への飛散防止規制

吹付けアスベスト等取り扱い工事に際しては、大気汚染防止法（以下、「大防法」という。）、東京都環境確保条例（以下、「都条例」という。）および労働安全衛生法（以下、「労安法」という。）により作業基準などが定められています。

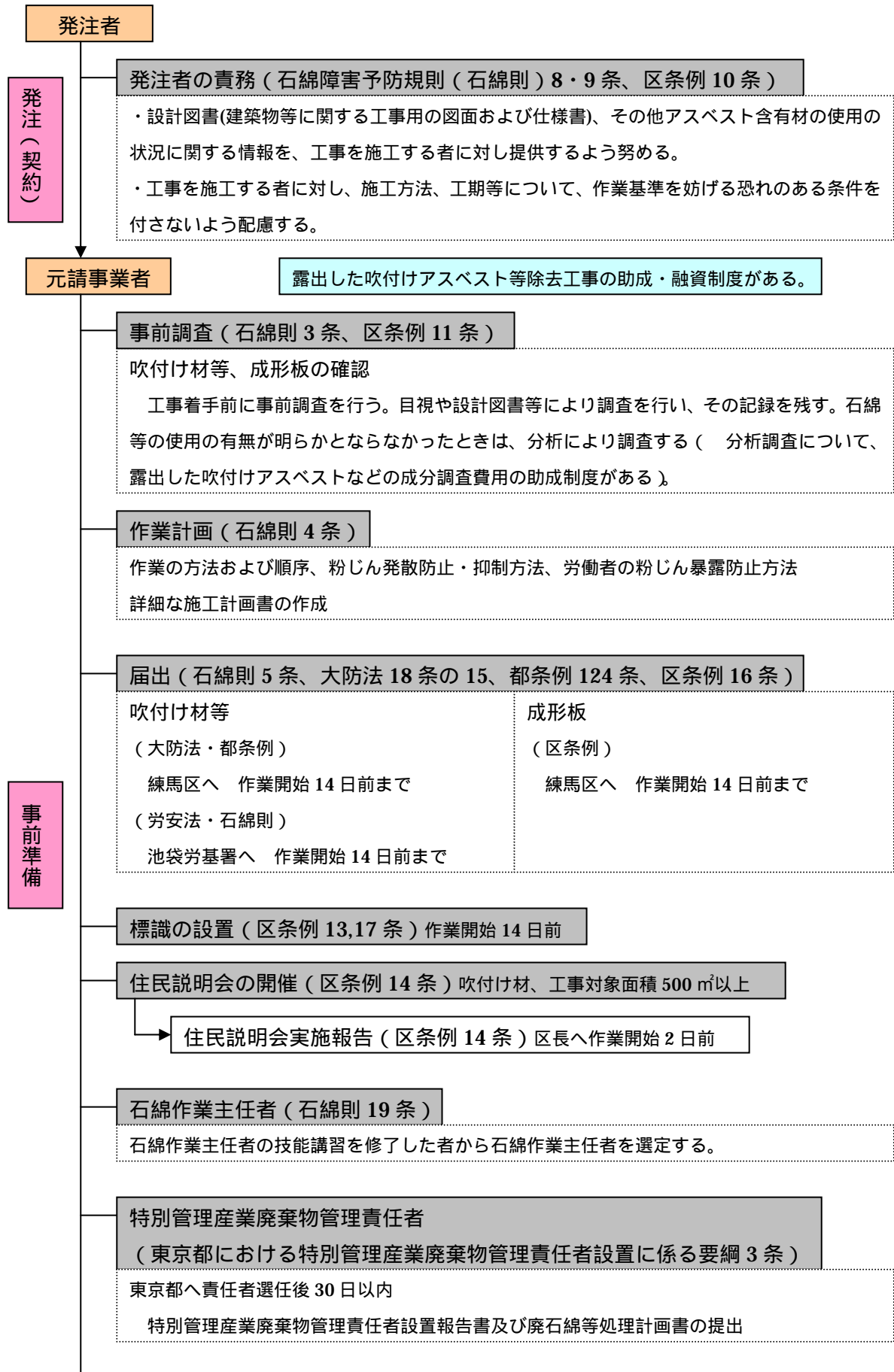
練馬区では、アスベスト飛散防止条例（以下、「区条例」という。）を制定し、吹付けアスベストのみならずアスベスト含有成形板についても作業基準を定めています。また、事業者と周辺住民のリスクコミュニケーションのきっかけとなるよう、標識の設置や一定規模以上の吹付けアスベスト工事について住民説明会の開催を義務付けています。



アスベスト対策工事までの流れの詳細は、次ページ参照。

下記、略称表記をしています。

アスベスト取扱い工事の関係法令名	法令名略称	担当部署	担当部署略称
練馬区アスベスト飛散防止条例	区条例	練馬区環境保全課	練馬区
大気汚染防止法	大防法		
東京都環境確保条例	都条例		
労働安全衛生法	労安法	池袋労働基準監督署	池袋労基署
石綿障害予防規則	石綿則		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃掃法	東京都産業廃棄物対策課	東京都



作業前石綿飛散状況の測定(都条例 123 条)

(吹付け材等)

- ・測定時期：作業前、作業中、作業後
- ・測定地点：建築物等の周囲 4 方位で、4 箇所以上
- ・測定方法：「石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法」(環境庁告示)による

工事着手

現場区画等(石綿則 6 条、大防法 18 条の 17、区条例 11 条)

吹付け材等(大防法)

プラスチックシートで除去場所と他の箇所を区画し、出入り口に前室を設ける。

成形板(区条例)

内部の成形板等の場合は開閉部位や開口部を閉じる。外部の成形板等は当該部分をプラスチックシートで囲う。

立入禁止表示(石綿則 7 条)

その作業に従事する労働者以外の立ち入りを禁止し、その旨を表示する。

労働者への掲示(石綿則 34 条)

作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

石綿等を製造し、または取り扱う作業所である旨。 石綿等の人体に及ぼす作用。

石綿等の取り扱い上の注意事項。 使用すべき保護具

湿潤化(石綿則 13 条、大防法 18 条の 14、区条例 11 条)

労働者に従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、この限りでない。

吹付け材等(大防法)

粉じんの飛散を防止するため、散水その他の方法により、工事現場を湿潤化すること。

成形板(区条例)

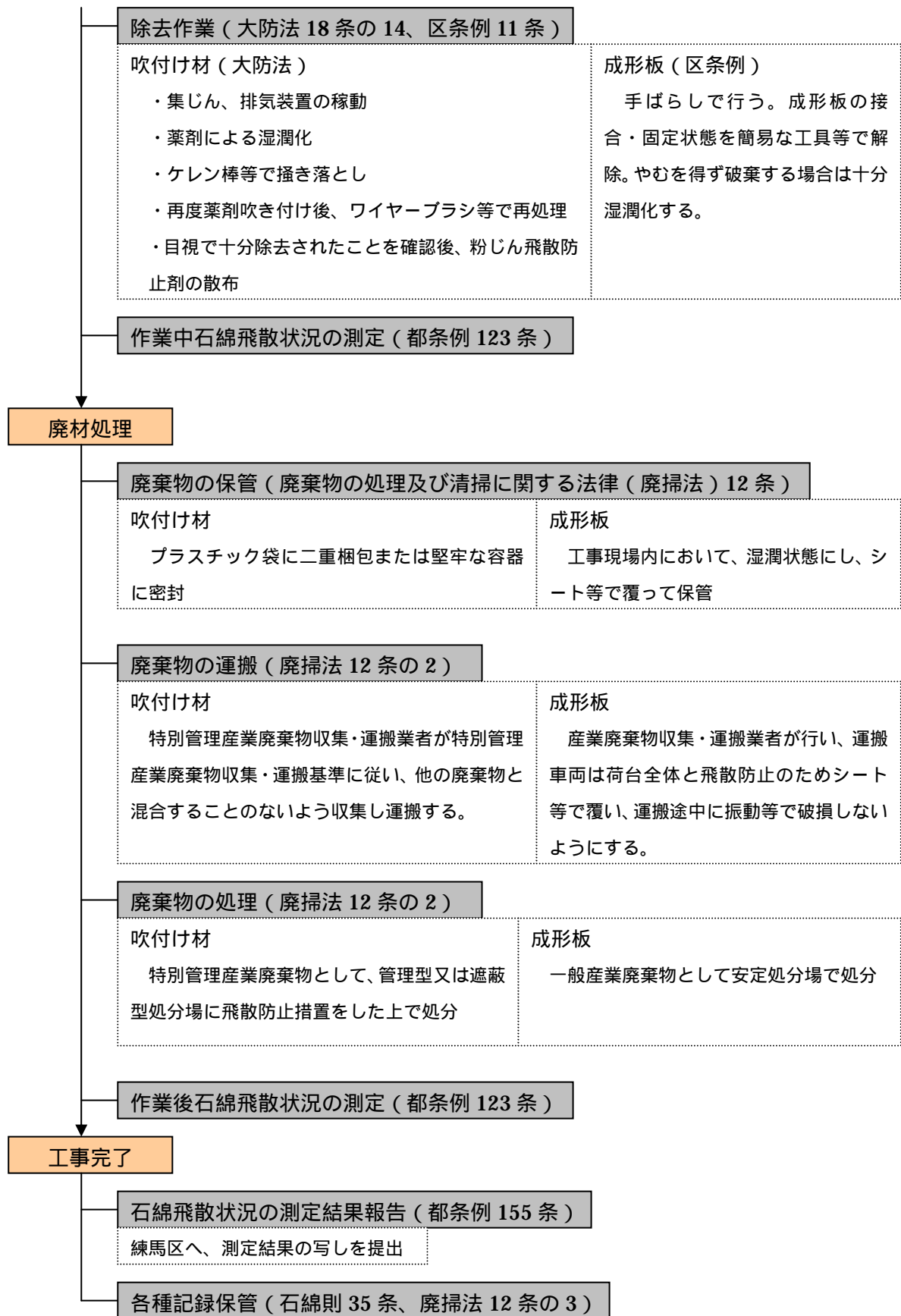
手作業による解体ができない場合は、散水等で十分湿潤状態にしなければならない。

屋根、外壁の撤去に際しては、滑りによる転落、資材の落下等の恐れがあるため、散水ではなく飛散防止剤を散布する。

排水処理(都条例 123 条 2 項)

吹付け材等

石綿を湿潤化するために使用した排水は、コンクリート固化の際に使用する等、外部に流出しないようにする。また前室で使用した排水は、ろ過処理を行う。



2. アスベスト対策支援制度

除去工事などの費用の負担を軽減し、また建築物等の安全性を高めて、安全で安心なまちづくりを進めていきます。

(1) アスベスト除去工事費の助成

ア 助成の対象となる方

次の から に全て当てはまる建築物等（工作物を含む）を区内に所有している個人または中小企業の事業者で住民税を完納している方、もしくは分譲共同住宅の管理者
平成 9 年 3 月 31 日以前に建設され、吹付けアスベストなどを使用されている建築物等
平成 19 年 4 月 1 日以降にアスベスト除去工事を行う建築物等
アスベスト除去工事後も、引き続き 5 年間継続的に利用する建築物等

イ 助成の対象となる工事（以下 または に該当するもの）

露出した吹付けアスベストなどの除去

既に、囲い込み・封じ込め処理された部分で、増築または改修に伴う吹付けアスベストなどの除去

ウ 助成の内容

下表のとおりです。申し込みに必要な書類などはお問い合わせください。

建築用途	除去理由	補助率	補助限度額
戸建住宅	自主的に除去	除去費用の3分の2	400万円
分譲マンション	建築基準法	除去費用の2分の1	300万円
賃貸マンション	自主的に除去	除去費用の2分の1	1,500万円
事業所等	建築基準法	除去費用の3分の1	1,000万円

平成 18 年 10 月に建築基準法が改正され、大規模改修などの際には、原則としてアスベストの除去が義務付けられました。

(2) アスベスト調査費用助成・除去工事費の融資

露出した吹付けアスベストなどの成分調査費用の助成や除去工事費用の融資あつせんと償還利息の助成を上記(1)助成とは別に行っています。(助成内容については次ページをご覧ください。)

除去工事費用の助成と合わせて、ご利用することができますので、ご相談ください。

対象建築物	調査費用	除去・封じ込め・囲い込み 工事費用
戸建住宅	補助率 1 / 2 補助限度額 10万円	融資限度額...500万円 償還利息...2.2% (うち1.1%を補助)
分譲マンション	補助率 1 / 2 補助限度額 20万円	
賃貸マンション 事業所		融資限度額...1,000万円 償還利息...2.2% (うち1.8%を補助)

公共建築物対策

1. 区立施設、区立施設に準ずる施設のアスベスト対策

(1) 露出した吹付けアスベスト対策

国や他の自治体に先駆けて、吹付けアスベスト対策に取り組んでいます。

昭和 62 年に学校施設における吹付けアスベストのリスクが社会問題化しました。同年、文部省（現文部科学省）の通達に則り、昭和 50 年以前に建設された小中学校などについて吹付けアスベストの使用状況調査を実施し、昭和 63 年までに除去工事を行い、問題は解決したかに思われました。

しかし、平成 14 年、区立施設の解体工事に先立ち、調査した結果、新たに吹付けアスベストが発見されました。これを契機に、平成 8 年までに建設された施設について、露出した吹付けアスベストの使用状況再調査を実施し、平成 17 年度までに除去を完了しました。

これで、区立施設の安全対策は万全であると考えていましたが、平成 20 年 1 月にこれまで国内で使用されていないとされていたトレモライト等 3 種のアスベストが使用されていた報告がなされ、区では一早く対策に取り組みました。（詳しくはトピック（P.18）に掲載しています。）

(2) 施設改修時のアスベスト対策

ア 使用抑制

原則

区立施設の増築、改築、改修工事等においては、工事関係部分からアスベストを含有する建材を完全排除するために、以下の 確認するものとします。

設計時の対応

工事の設計にあたり、工事関係部分の各種建材について、アスベストの含有の有無を確認するものとします。

施工時の対応

工事の施工前に、新たに使用する各種建材について製造年月日等により、アスベストを

有しないことを確認します

イ 囲い込み、封じ込め処理済の吹付けアスベストの除去

国の通知に従って、既に「囲い込み」等の処理が行われている天井部分については、適切に管理されていることから、当面現状を維持します。

将来、当該囲い込み等の部分に関わる増築、改築、改修工事等が行われる場合には、アスベストの有無について調査を実施し、「吹付けアスベスト」および「アスベストを含有する吹付け材」であることが判明した場合には、増築、改築、改修工事等に合わせて除去を行います。

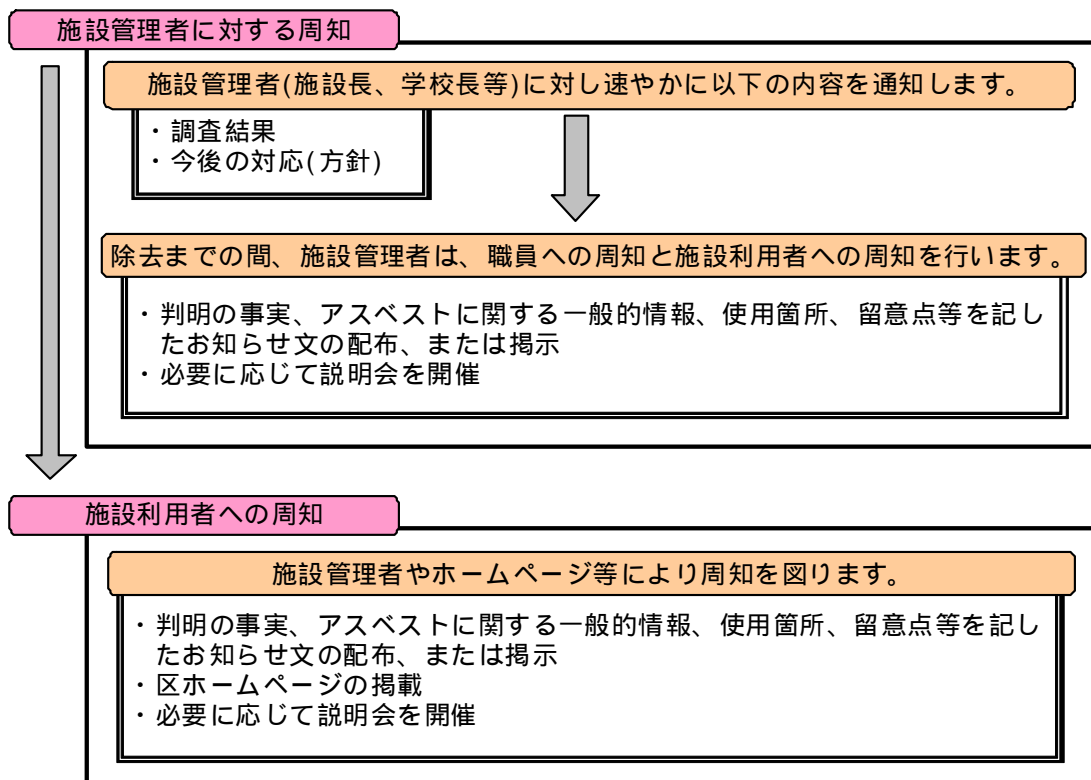
ウ アスベスト含有成形板の除去

改修工事等が行われる場合には、アスベストの有無について調査を実施し、「アスベスト含有成形板」であることが判明した場合には、改修工事等に合わせ、アスベスト関係法令を遵守して適切な処理を行います。ただし、アスベストの有無について調査を行わずに「アスベストを含有するもの」とみなして、除去を行うこともできるものとします。

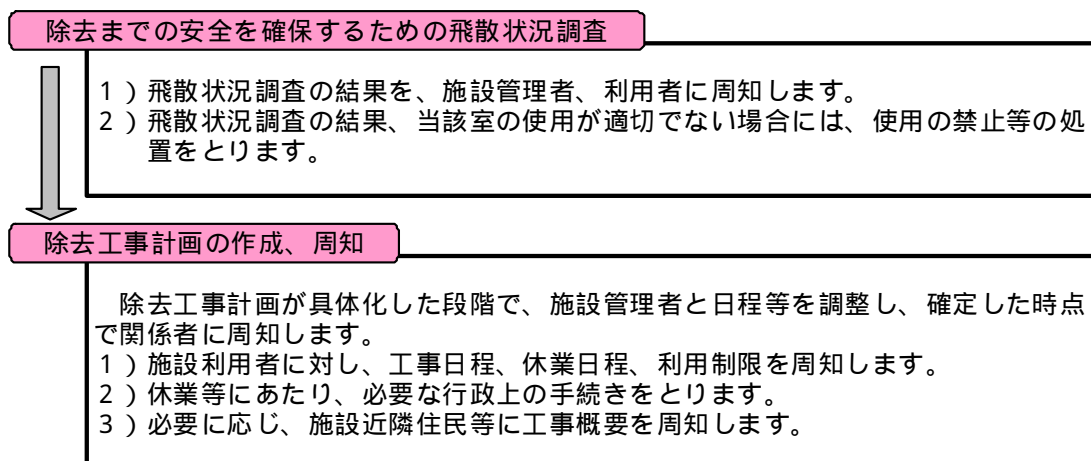
(3) 施設管理者、施設利用者への的確な情報提供

ア 区立施設

露出した吹付けアスベスト、アスベストを含有する吹付け材の使用が確認され、分析調査の結果が判明した時点で、次の手順で周知を図ります。



また、施設管理者、利用者への周知とともに、飛散状況調査、除去工事の対策を講じます。



(4) 私立幼稚園・保育園などのアスベスト対策の支援

私立幼稚園・保育園や特別養護老人ホームなど、区が運営などを助成している民間の公共的施設について、吹付けアスベストなどの調査、除去工事費用を助成します。

区民、事業者への的確な情報提供

1. 相談・問い合わせ

練馬区の相談窓口

アスベストの健康影響について 専門医療機関の紹介について 石綿救済法の救済給付に係わる申請受付		練馬区保健所保健予防課		区役所代表 3993 - 1111
建設リサイクル法について		都市整備部 建築課		
建物の増改築・改築時のアスベスト対策について		都市整備部 建築審査課		
アスベスト除去工事・分析機関について		環境清掃部 環境保全課		
アスベスト含有調査・除去費助成 初期相談窓口	助成 申請窓口	事業所系 建築物	産業地域振興部 経済課	
		住宅系 建築物	都市整備部 住宅課	
家庭から出るアスベスト含有廃棄物の処理について		練馬清掃事務所 石神井清掃事務所		3992 - 7141 3928 - 1353
不特定多数の人が利用する建築物(店舗等)の アスベスト飛散防止対策について		練馬区保健所練馬分室		3992 - 1183

その他の相談窓口

東京都のアスベスト対策について	東京都 環境局 大気保全課	都庁代表 5321 - 1111
アスベスト除去工事等に関するアスベスト廃棄物	東京都 環境局 産業廃棄物対策課	
アスベスト作業従事者の健康被害相談と労働災害について	池袋労働基準監督署	3971-1259
アスベスト分析機関の相談	(社)日本作業環境測定協会	5625 - 4280
分析・アスベスト製品の相談	労働衛生調査分析センター	3452-6841
アスベスト使用に関する相談 工事業者の紹介	(社)日本石綿協会	5765 - 2381
労働災害以外でのアスベストによる 中皮腫など健康被害の医療費支給	環境再生保全機構	0120 - 389 - 931

2. 関連法規

改修工事・解体工事におけるアスベスト処理に係る法令等は、多岐にわたっています。各作業段階での関連する主要な法令等には、次のようなものがあります。

- (1) アスベスト除去工事に際しての届出
 - ・大気汚染防止法（練馬区へ届出）
 - ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（練馬区へ届出）
 - ・練馬区アスベスト飛散防止条例（練馬区へ届出）
 - ・労働安全衛生法（池袋労働基準監督署へ届出）
- (2) アスベスト除去工事の具体的方法
 - ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
 - アスベストの飛散の状況の監視、作業上の遵守事項など
 - ・建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル（東京都環境局）
 - 「石綿含有材料を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事における作業上の遵守事項」（平成19年6月11日東京都告示第875号）
 - 作業上の遵守事項、廃棄物の処理など
 - ・労働安全衛生法
 - 作業主任者の選任、作業者への措置等
 - ・大気汚染防止法
 - 作業上での遵守事項
 - ・廃棄物処理法
 - 廃石綿の適正処理
 - ・練馬区アスベスト飛散防止条例
 - 作業基準遵守、標識設置、一定規模以上の工事での住民説明会の開催、必要に応じて環境測定
- (3) 解体作業従事者の健康確保
 - ・労働安全衛生法
 - ・労働安全衛生規則
 - ・特定化学物質等障害予防規則
 - ・石綿障害予防規則
- (4) 浮遊石綿濃度等の測定方法
 - ・作業環境測定法（厚生労働省）

関係法令については、以上のほかにも基準・指針・通知・通達などがあります。また、現行法令等の改正や新たな法令等の施行など、アスベスト処理に係る規制の改訂に対して最新の情報を確認することが重要です。なお、「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止マニュアル（東京都環境局）」には、総括的に内容がまとめられています。

トピック 新3種(トレモライト等)アスベスト

新3種のアスベストとは? ~その使用実態と認識~

アスベストの定義は、以下のように6種類に分類されています。

	鉱物	種類
アスベスト(石綿)	蛇紋岩族	クリソタイル(白石綿)
	角閃石族	クロシドライト(青石綿)
		アモサイト(茶石綿)
		トレモライト(透角閃石綿)
		アンソフィライト(直閃石綿)
		アクチノライト(陽起石綿)

...新3種のアスベスト

この内、日本では工業製品として流通していたのはクリソタイル、クロシドライト、アモサイト(以下、これらを「既存3種」といいます。)だけであるといわれてきました。

しかし、平成20年1月5日の新聞報道により、国内で使われていないとされていたトレモライト、アンソフィライト、アクチノライト(以下、これらを「新3種」といいます。)の内、トレモライトが他自治体の一部の施設の吹付け材から53%の高濃度で検出されていたことが判明しました。

新3種のアスベスト問題とは?

そのため、多くの自治体では、アスベスト含有調査の結果、アスベストが不検出とされた露出した吹付け材について再調査をしなければ、安全が確認できない事態になりました。

(参考)日本工業規格(JIS)では・・・

平成18年8月、厚生労働省は、アスベスト含有率0.1%までの精度を有する測定方法として、JIS規格があることを通知しました。しかし、当該通知では、JIS規格で分析可能であると記載されている新3種には全く触れておらず、クリソタイル、アモサイト、クロシドライトの3種を分析すればよいことになっていました。

アスベスト含有分析方法の規定(厚生労働省からの通達)

アスベストの分析方法については、厚生労働省(旧労働省)の通知により定められています。

<平成18年8月まで>

- 平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等の石綿含有率の測定方法について」

(概要) 精度 1%

分析対象 クリソタイル、アモサイト、クロシドライト

<平成18年9月から>

- 平成18年8月21日には基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」

「日本工業規格 JIS A1481 による」と記載

(概要) 精度 0.1%

分析対象 クリソタイル、アモサイト、クロシドライト

トレモライト、アクチノライト、アンソフィライトについては、分析可能とのみ記載

新 3 種問題を受けての区の対応

区民施設および小中学校などで使用されているアスベスト含有無しという結果となった露出した吹付け材について再調査を実施し、アスベスト新 3 種が検出された場合は、速やかに除去工事を実施します。なお、同時に民間建築物への対策も実施しています。

(1) 区立施設対策

区民が利用する施設のうち、露出した吹付け材がある区民施設（出張所等）、小中学校、区営住宅を調査対象とし、吹付け材の成分分析調査を 2～4 月に実施します。アスベストの含有が認められた場合は、随時吹付け材の除去工事を行っていきます。

(2) 民間建築物対策

1) 調査費の再助成

これまでに区が調査費を助成し、アスベストが吹付け材に含有されていないとされている私立保育園、戸建住宅・事業所・マンション所有者等に対して、調査費を全額再助成し、調査実施を促進します。

2) 特定建築物への対応

アスベスト飛散防止条例に基づきアスベストが含有されていないと報告されている特定建築物に対して、立入調査を実施します。

(3) 国への要望

昨今の新 3 種アスベスト問題の発端は、厚生労働省をはじめ国の分析方法に関する基準が必ずしも明確であるとは言い難いことに起因しているといえます。また、昭和 50 年から、アスベストの含有量基準が数回にわたり 0.1 パーセントまで引き下げられ、またアスベスト含有取扱い工事の規制対象範囲の拡大されたことへの対策も含め、その都度、現場を抱える基礎的自治体は現実的な対応に追われてきた経緯があります。

そのため、抜本的にアスベストの飛散防止対策の強化を図るため、国の関係省庁に対して下記の事項について積極的な措置を講じられるよう要望しました。

要望事項

新 3 種を含めたアスベスト対策を早急に提示するとともに、アスベスト製品の使用実態等についても、わかりやすく公表すること。

アスベスト調査、除去等に対し、財政措置等の支援策を講じること。

一般大気および室内環境に対する基準を設定すること。

大気汚染防止法を改正し、規制対象アスベストに成形板を含めること。

アスベストによる健康被害について、必要な対策を講じること。

今後のアスベスト含有分析は・・・

解体工事などアスベスト含有建材取扱い作業を行うにあたっての事前調査では、アスベストの含有分析の対象は、既存 3 種のアスベストと新 3 種のアスベストも対象としてください。